

## 精神保健審判員、精神保健参与員の確保

- 精神保健審判員：審判において裁判官とともに合議体を形成し、対象者の処遇を決定
  - 精神保健参与員：審判において精神保健福祉の観点から必要な意見を述べる
- 各々予め厚生労働大臣が作成した名簿の中から、各事件毎に裁判所が指定（任命）。

### 1. 現時点における検討状況

- 名簿掲載者として各々約300名を確保することが必要であり、まずは昨年末に各都道府県等に対し、各都道府県の精神保健指定医・PSWの状況確認のための実態調査を依頼したところ。
- うち指定医については、ほとんどの各都道府県等より既に回答をいただいたしており、現時点での集計では、過去5年間に措置診察を行った指定医は全国で約5500人程度。
- 一方、PSWの就労実態については2月末を締切としており、各都道府県には、調査結果の速やかな取りまとめに向け引き続き御協力を御願いしたい。

### 2. 今後の進め方

- 今後、まずは厚生労働省において、指定医・PSWの調査結果も踏まえつつ、概ね年度内を目的に、審判員・参与員の基準を検討。
- その後、地方厚生局からの依頼に応じ、各都道府県より、各指定医・PSWの同意の上で、専門家の名簿に掲載すべき者を推薦していただき（6月頃までを目的）、その後地方厚生局において最終的な名簿掲載に向けた手続を行う。
- 本年9月を目的に名簿を確定し、掲載された指定医・PSWについては、10月以降に全国主要都市で開催される研修への参加を予定。